

知立市総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価し、知立市にとって最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）について必要な事項を定める。

(知立市総合評価審査部会)

第2条 総合評価落札方式を適切に実施するため、知立市指名審査委員会（以下「指名審査会」という。）の下部組織として、知立市総合評価審査部会（以下「審査部会」という。）を設置する。

2 審査部会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 審査部会の部会長は、総務課長をもって充てる。
- (2) 審査部会の部会員は、土木課長、建築課長、都市計画課長、まちづくり課長、都市開発課長、水道課長及び下水道課長で構成するものとする。

3 審査部会は、対象工事及び落札者決定基準を審議し、部会長が必要に応じて開催する。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事のうち、設計金額が5千万円以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、設計金額が5千万円未満のものであっても審査部会が必要と認めるものは指名審査会の審査を経て、対象工事とすることができるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地がある一般的な工事について、施行計画、同種・類似工事の経験、工事成績及び地域貢献等と入札価格を総合的に評価するもの
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事について、同種・類似工事の経験、工事成績及び地域貢献等と入札価格を総合的に評価するもの

- 2 前項の規定にかかわらず、技術的な工夫の余地が大きい高度な技術を要する工事又は総合評価落札方式により難い等特別な理由のある場合にあっては、他の方法によるものとし、その方法について指名審査会に諮るものとする。
(落札者決定基準等)

第4条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならぬ。

- (1) 総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が知立市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）
(2) 落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者に意見を聴くことの必要性
- 2 前項の規定による意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）に委託して行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による意見聴取後、指名審査会による審議を経て落札者決定基準を定めなければならない。
- 4 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

(入札参加資格等の公告・通知)

第5条 市長は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行うこと。
(2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準
- 2 市長は、総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の12第2項に規定する事項のほか、次の事項について通知しなければならない。
- (1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行うこと。
(2) 当該総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準
(3) 技術提案の様式
- (評価基準)

第6条 総合評価落札方式による一般競争入札を行う場合の評価基準は、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術能力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項並びに地域精通度及び地域貢献度等とする。
 - (2) 得点配分は、入札参加資格の要件を満たしている場合に付与する点を標準点とし、技術能力等の審査及び評価した点の合計を加算点とする。この場合において、各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。
- 2 総合評価落札方式による指名競争入札を行う場合の評価基準は、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。なお、技術提案等は、前条第2項の規定による指名通知書に記載する様式により入札に先駆けて指名した者から受けるものとし、所定の期日内に提出がなかった者については指名を辞退したものとみなす。
- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、過去3年間の類似工事の施工実績及び地域貢献度等とする。
 - (2) 得点配分は、技術提案が基準を満たしている場合に付与する点を標準点とし、技術得点の審査及び評価した点の合計を加算点とする。この場合において、各評価項目の配分点はその必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価落札方式による評価は、次の算式により得られた数値（少数点第4位以下の端数がある場合は、これを切り捨てた値。以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点} \} / (\text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(施工計画提案の審査)

第8条 技術提案等のうち、施工計画提案がある場合の審査は、審査部会にて行う。

2 審査部会は、審査した施工計画提案の評価を付して指名審査会へ提出し、指名審査会において評価結果を決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第9条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高いものを落札者と決定する。ただし、第4条第1項第2号の規定により、落札者の決定に当たり委員会に改めて意見を聴く必要性があると判断された場合は、委員会の意見を聴いた上で決定する。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

- (2) 入札参加資格をすべて満たしていること。
- 2 評価値が同値となる者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札者の公表等)

第10条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨を通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

- 2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。